

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第324回）

➤ 日時：令和4年11月18日（金）午後2時から

➤ 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）

➤ 出席：知事、副知事、統轄監

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、福祉保健部、子育て・人財局、
教育委員会

（テレビ会議参加）

東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター

鳥取市保健所長

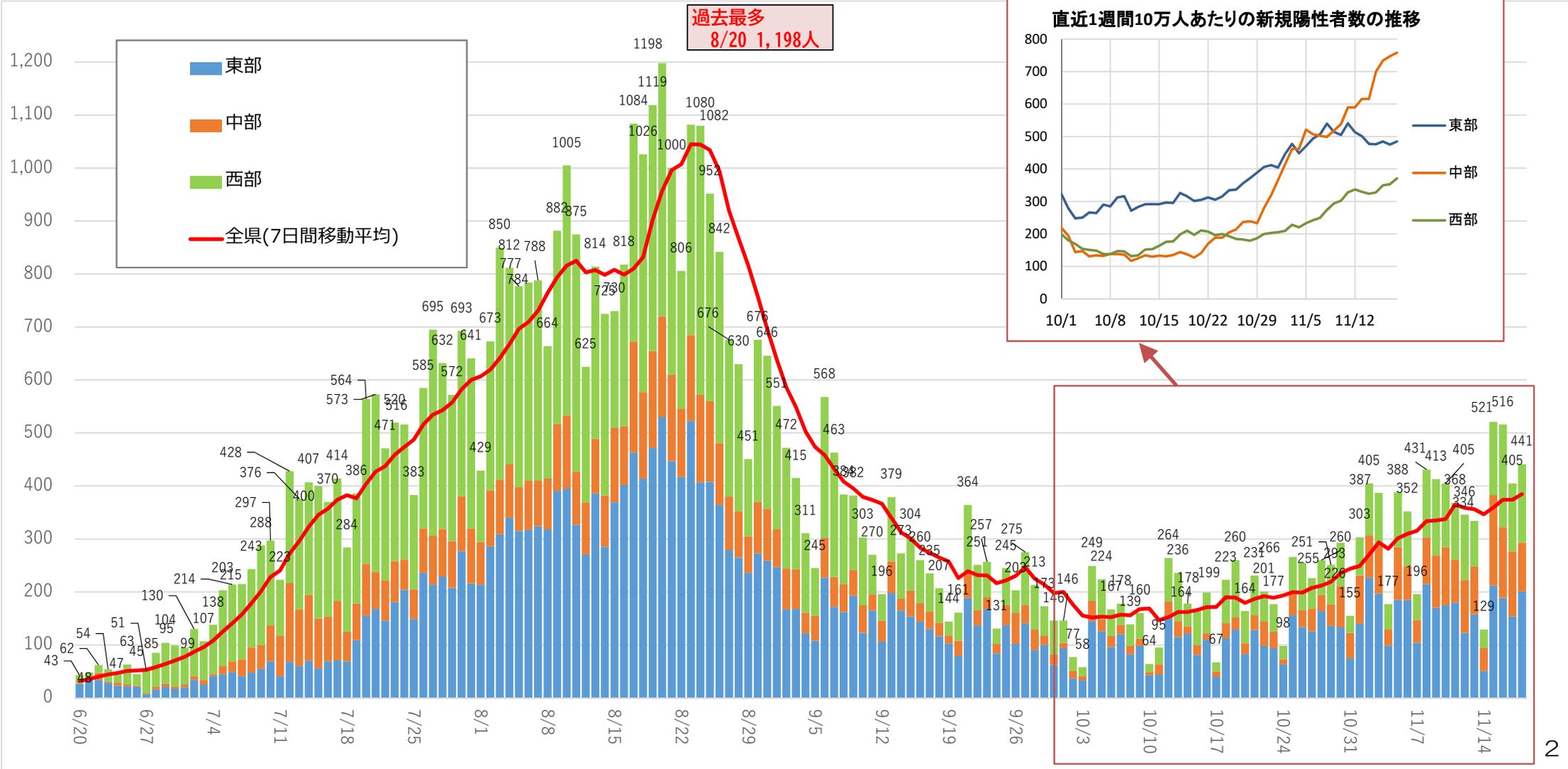
➤ 議題：

（1）県内の感染状況について

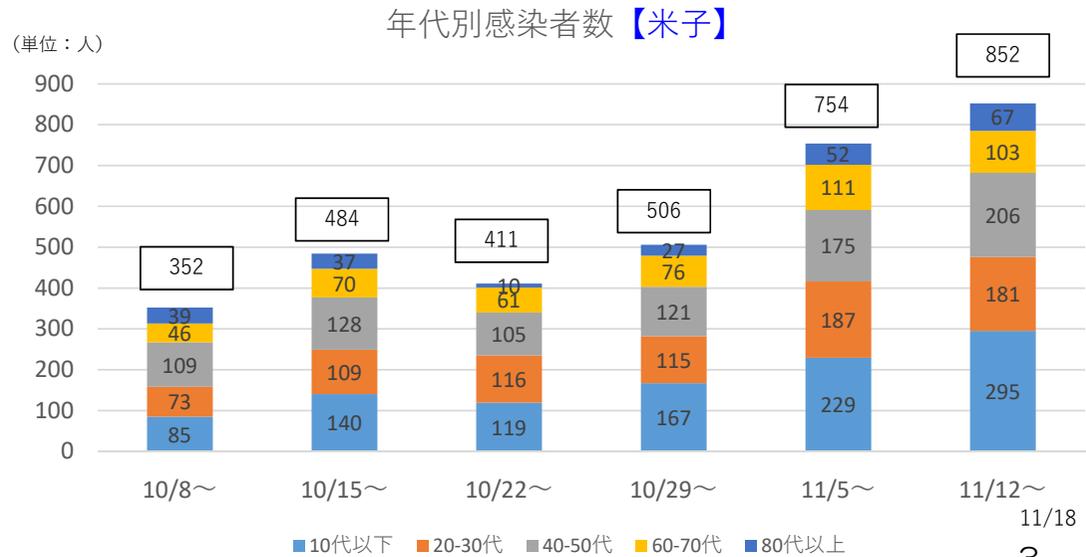
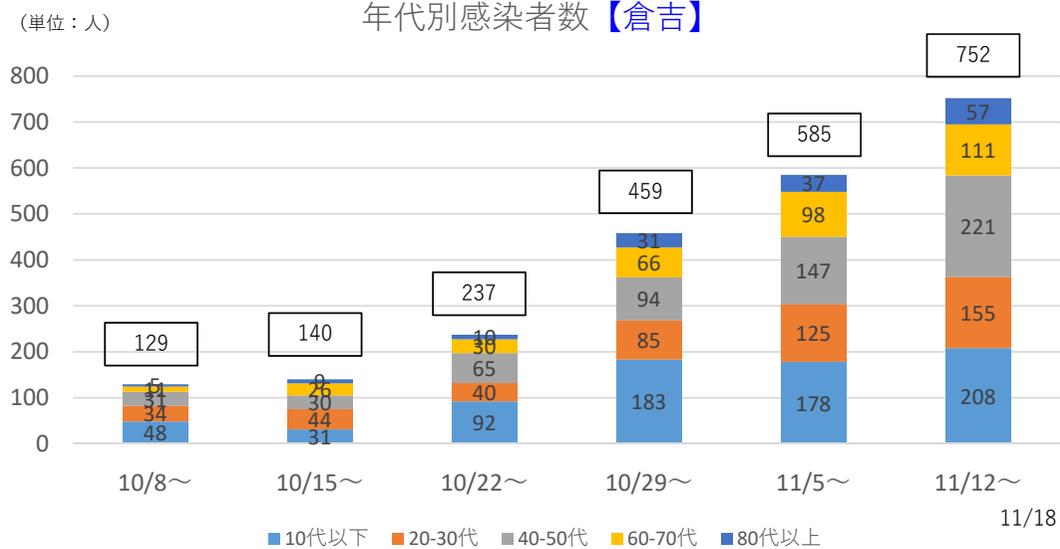
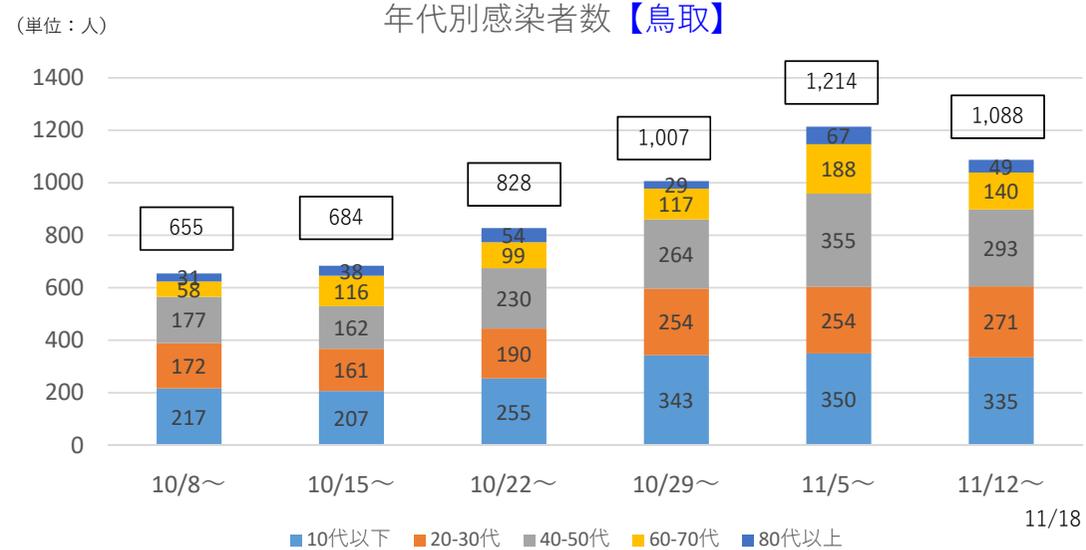
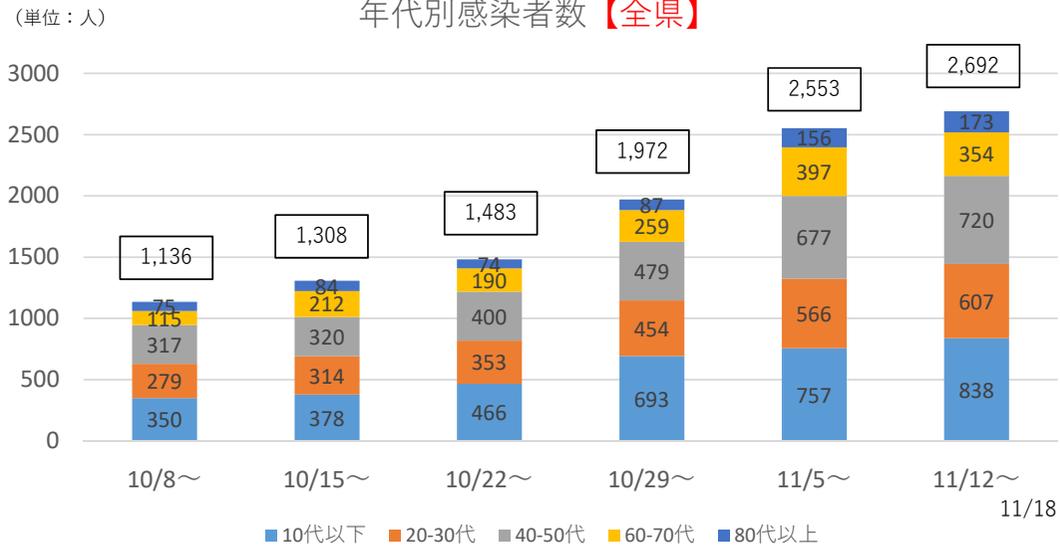
（2）その他

鳥取県の新規陽性者数の推移

【新規陽性者の推移】



鳥取県の年代別感染者数(7日間毎)



オミクロン新系統の発生状況

○県内は全国と同様に「BA.5.2」、「BF.5」が増加傾向

- ・BA.5.2(9月:24%→10月:35%)、BF.5(BA.5.2亜系統)(9月:18%→10月:25%)。特にBF.5は10月の増加が顕著
- ・感染者増加の優位性などが示唆される「BA.2.75系統」も複数検出(10月に入り、BA.2.75.2を6件、BN.1を1件確認)
また、「BS.1.1(BA.2.3.2亜系統)」も1件確認

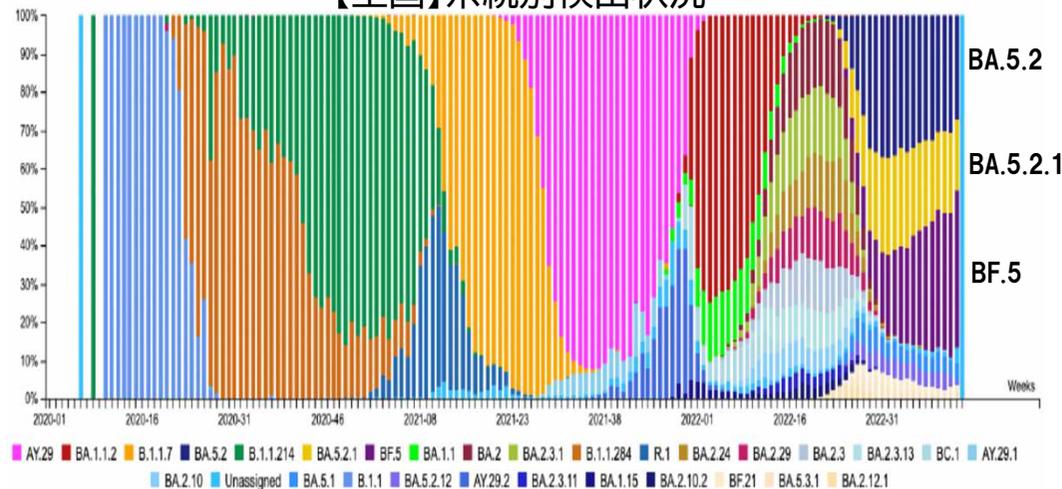
○世界では99.6%がオミクロン(11/9WHO)

- ・BA.5系統74.5%と優勢。前週からBA.2系統5.8%→7.3%へ増加、BA.4系統5.2%→4.1%へ減少(直近1週間の報告数)

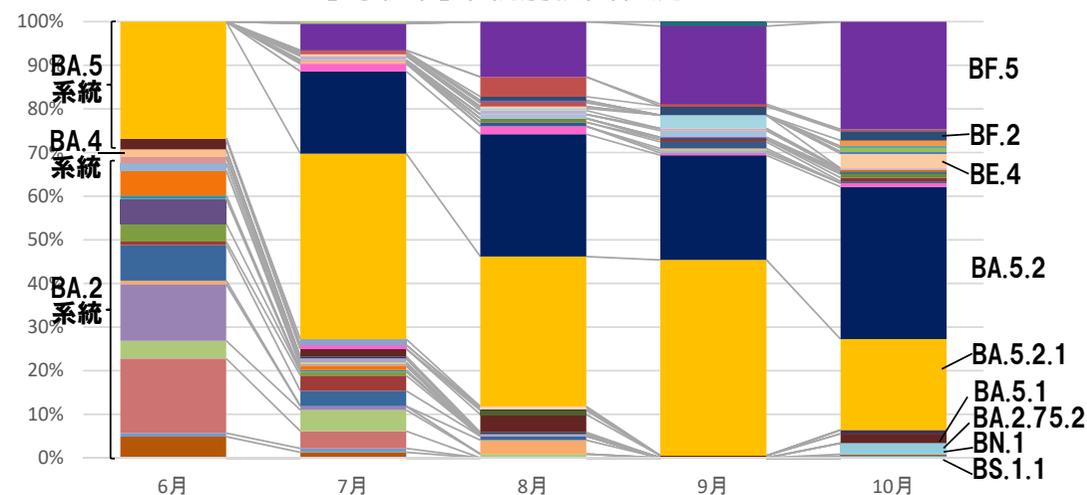
○免疫逃避や感染者増加の優位性が示唆される亜系統が複数報告

- ・BQ.1系統(BA.5.3亜系統) →英国、フランス等の欧州、米国から多く報告。国内も東京都で207件確認(11/10)
- ・XBB系統(BA.2.10とBA.2.75の組換え体) →シンガポールでは半数以上。10/27東京都で初報告。鹿児島、兵庫等で確認
- ・BA.2.75系統(BA.2亜系統) →6月以降インド等で多く報告、国内も400件以上の報告

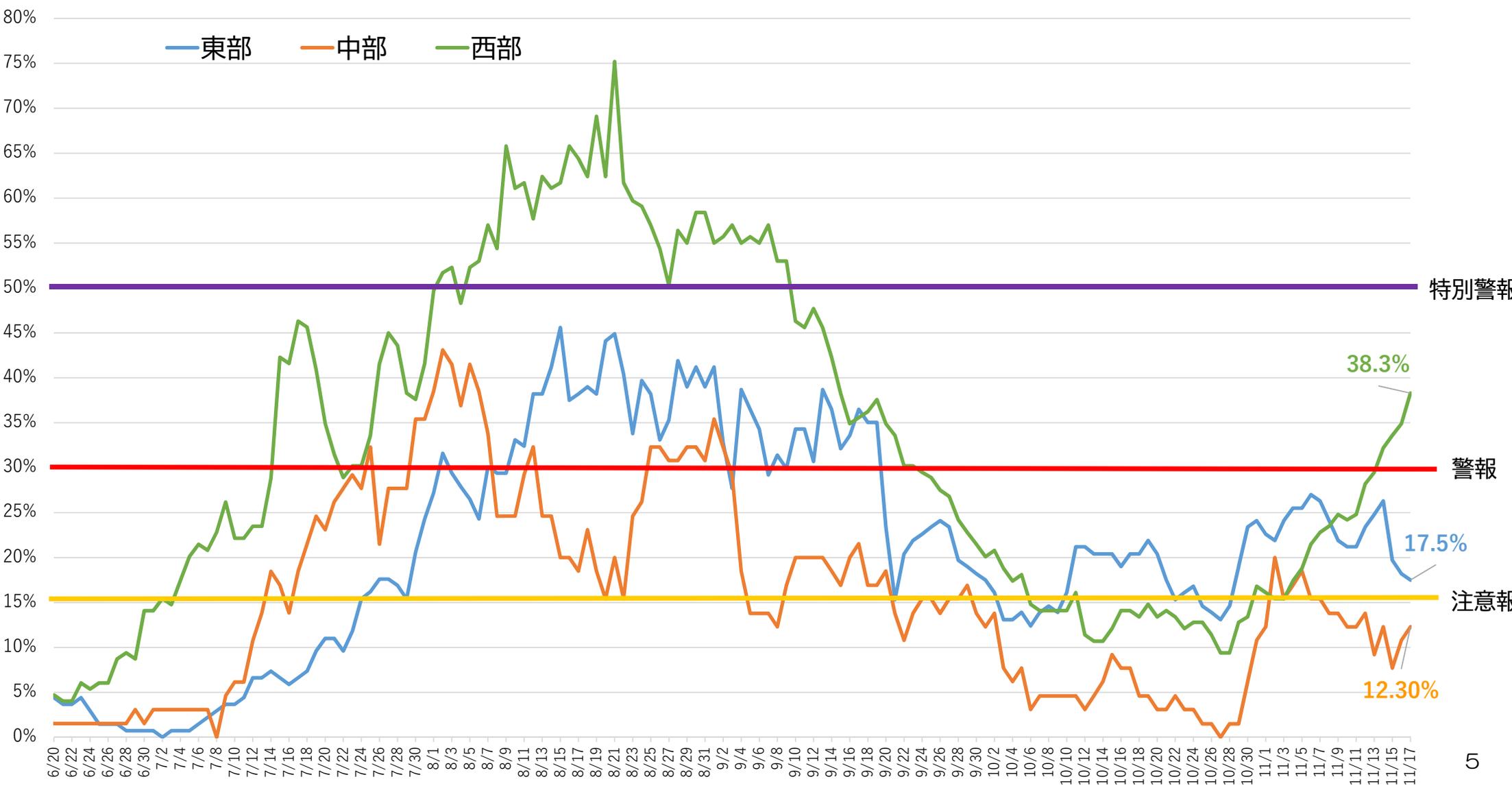
【全国】系統別検出状況



【鳥取県】系統別検出状況



病床使用率の推移



最近のクラスター発生状況

- 高齢者施設、学校、保育所でのクラスターが多発。医療機関でも集団感染を複数確認
- 今週に入り、一般の事業所、官公庁、建設工事現場でのクラスターも確認
→寒くなりましたが、換気は不可欠！マスク・消毒などの一般的な感染防止対策を改めて見直してください。

【感染拡大の背景と実施していただきたい感染防止対策】

■ 事業所・官公庁

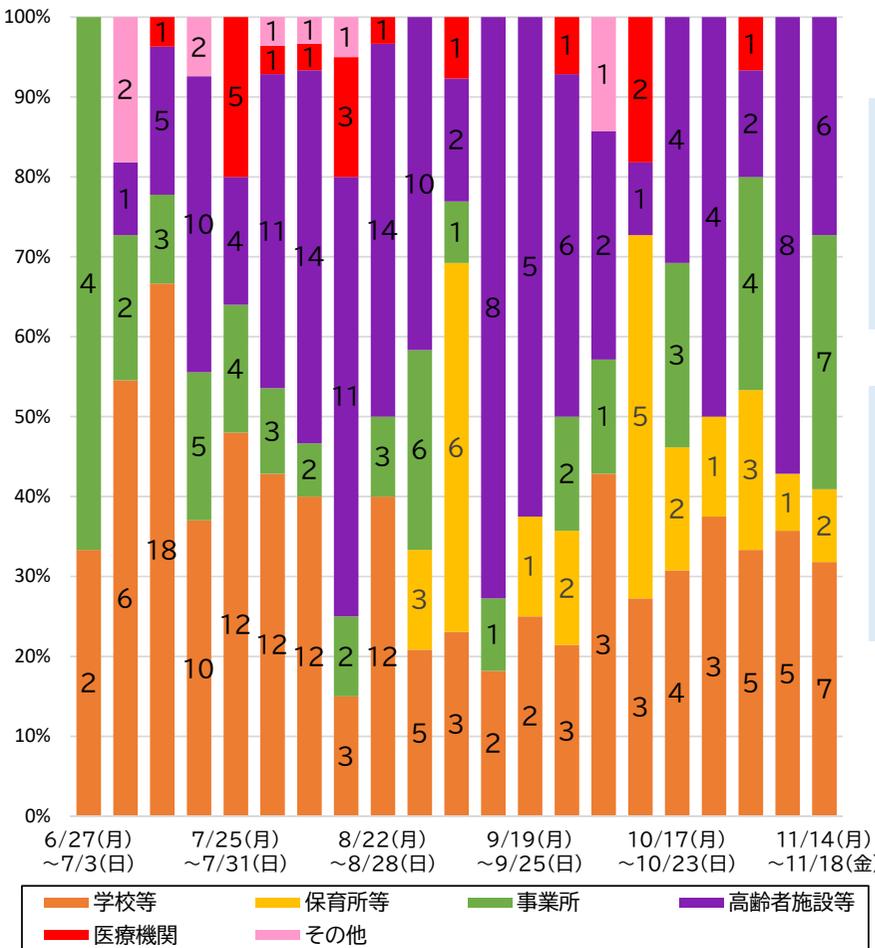
- 換気不十分による感染拡大
→寒くて窓開けによる常時換気が難しい場合でも、30分に1回5分程度、窓を全開にし、空気を完全に入れ替える。
- 大人数で密集した状態での作業
→少人数又は距離を取る。

■ 学校・保育所

- 大きな呼吸を伴う学校生活に起因した感染拡大
→発表会や事前練習、運動時など、大きな声を発する時などは、児童間の距離を十分に取る。
- 感染リスクを自覚しながら登園・登校・行事・部活動へ参加し、感染拡大
→体調不良の場合は休み、症状のある場合は積極的な医療機関受診を。
→症状がないものの心配な場合は、無料検査も活用ください。

■ 医療機関・社会福祉施設

- 体調不良の利用者・職員により施設への持ち込みが発生
→体調不良時は、利用や出勤を控える。
- 利用者の陽性判明後のゾーニング等の不徹底から感染拡大
→幅広い検査実施により、ゾーニング範囲を決定し、PPE着脱手順等を遵守
→陽性者が判明したエリアとの人の流れ・物理的な接触を徹底して防ぐ



全国の感染状況の分析

【第106回(R4.11.17)新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード(直近の感染状況の評価等)抜粋】

<感染状況等と今後の見通し>

○ 感染状況について

- 新規感染者数について、全国的に増加が継続しており、ほぼすべての地域で今週先週比が1を上回っている(全国平均で前週比1.24)。一方で、現時点では今夏の感染拡大時より急速な増加にはなっていない。
- 現在の感染状況には地域差がみられ、その差が拡大している。北海道では今夏の感染拡大のピークを超えて、過去最多を更新している。また、東北、北陸・甲信越、中国地方でも多くの増加がみられる。一方、首都圏や近畿、九州・沖縄でも増加がみられるものの、10万人あたりで全国を下回っている。また、高齢者施設と医療機関の集団感染も増加傾向にある。
- 全国の年代別の新規感染者数は、人口あたりでは10代を始めとして若い世代ほど多くなっている。また、新規感染者数が多い地域では、特に10代以下の増加幅が大きい。高齢者の新規感染者数も増加し、重症者数と死亡者数も増加傾向にある。
- 季節性インフルエンザについては、例年の同時期よりも低い水準にあるものの、直近2年間の同時期より高く、一部の地域で増加傾向がみられる。

○ 今後の見通しについて

- 今後の感染状況について、大都市において短期的には、地域差や不確実性はあるものの、増加が予測されており、今夏のような感染拡大となる可能性もある。今後の変異株の置き換わりの状況や、年末に向けて、社会経済活動の活発化による接触機会の増加等が感染状況に与える影響にも注意が必要。

○ 感染の増加要因・抑制要因について

- 【ワクチン接種および感染による免疫等】ワクチン接種と自然感染により獲得した免疫は、経時的に低下していると考えられる。また、60代以上では、20-40代と比較してワクチンの接種率は高いが、感染による免疫獲得は低く、高齢者層での感染拡大が懸念される。
- 【流行株】国内では現在BA.5系統が主流となっている。BQ.1系統やXBB系統など、海外で感染者数増加の優位性が指摘されている系統について、今後、さらに割合が増加する可能性があり、注視が必要。

○ 医療提供体制等の状況について

- 全国的には、病床使用率は上昇傾向にあり、感染者数が多い地域などでは3割を上回り、一部の地域では5割を上回っている。重症病床使用率は低い水準にあるが、今後、新規感染者数のさらなる増加に伴う影響に注意が必要。

新型コロナウイルス感染症対策分科会（R4.11.11）

◆ 今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応(案)

- ① 今秋以降にオミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株による感染拡大が生じ、保健医療の負荷が高まった場合に想定される対応を以下の表において整理する。
- ② オミクロン株に対応し、外来医療等の状況に着目したレベル分類に見直した上で、各段階に応じた感染拡大防止措置を講ずる。
- ③ 医療負荷増大期においては、情報効果による個人の主体的行動につながる情報発信を強化するとともに、住民に対してより慎重な行動の要請・呼びかけを行うことを選択肢とした「対策強化地域(仮)」の枠組みにより、感染拡大防止措置を講じる。
それでも感染拡大が続く場合等には、医療のひっ迫が想定される前の段階で、住民・事業者に対して、人との接触機会の低減について、より強力な要請・呼びかけ(特措法24条9項の要請又は呼びかけ)を行う。「医療非常事態宣言(仮)」

	感染小康期	感染拡大初期	医療負荷増大期	医療機能不全期
オミクロン株 対応の 新レベル分類	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4（避けたいレベル）
保健医療の負荷 の状況	・外来医療・入院医療ともに負荷は小さい。 (病床使用率概ね0～30%（最大確保病床ベース。以下同じ。）)	・診療・検査医療機関（いわゆる発熱外来）の患者数が急増し、負荷が高まり始める。 ・救急外来の受診者数も増加。 ・病床使用率、医療従事者の欠勤者数も上昇傾向。 (病床使用率概ね30～50%)	・外来医療の負荷が高まり、発熱外来や救急外来に多くの患者が殺到する、重症化リスクの高い方がすぐに受診できないという事象が発生。 ・救急搬送困難事例が急増する。 ・入院患者も増加し、また医療従事者にも欠勤者が多数発生し、入院医療の負荷が高まる。 (重点医療機関における医療従事者の欠勤急増、病床使用率/重症病床使用率 概ね50%超)	・膨大な数の感染者に発熱外来や救急外来で対応しきれなくなり、一般の外来にも患者が殺到する事象が発生。 ・救急車を要請しても対応できず、救急搬送困難事例の件数として把握できない状態が生じている。通常医療も含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態。 ・重症化率は低くても、膨大な数の感染者により、入院が必要な中等症Ⅱ・重症者の絶対数が著しく増加。 ・多数の医療従事者の欠勤者発生と相まって、入院医療がひっ迫。 ・入院できずに、自宅療養中・施設内療養中に死亡する者が多数発生。 ・通常医療を大きく制限せざるを得ない状態。 (重点医療機関における医療従事者の欠勤急増、病床使用率/重症病床使用率 概ね80%超)
社会経済活動 の状況	—	・職場で欠勤者が増加し始め、業務継続に支障が生じる事業者も出始める。	・職場で欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者も多数発生。	・欠勤者が膨大な数になり、社会インフラの維持にも支障が生じる可能性。

※来週早々に自治体向け説明会開催見込

【暫定運用】第8波における本県のレベル移行判断目安

本県のレベル移行判断目安<新指標>

レベル	感染状況及び医療状況【政府分科会】	移行判断目安 [全県で判定] ※コロナ検査件数・インフル流行状況も考慮し、総合判断	鳥取県版 新型コロナ警報 発令基準 [圏域ごと]	感染拡大情報 発令基準 [圏域ごと]
1 (感染小康期)	<ul style="list-style-type: none"> ○感染者が低位推移又は徐々に増加 ○外来医療・入院医療ともに負荷は小さい 		注意報 病床使用率 概ね15%超	感染拡大注意情報
2 (感染拡大初期)	<ul style="list-style-type: none"> ○感染者が急速に増加し始める ○診療・検査医療機関の患者数が急増、医療負荷が高まり始める ○救急外来受診者数、病床使用率も上昇傾向 	<ul style="list-style-type: none"> ■新規陽性者数 10万人あたり300人超/週 ■最大確保病床使用率 概ね30%超 	警報 病床使用率 概ね30%超	<ul style="list-style-type: none"> ■新規陽性者数 10万人あたり 200人超/週
3 (医療負荷増大期)	<ul style="list-style-type: none"> ○医療負荷を増大させる数の感染者が発生 ○外来医療・入院医療ともに医療負荷が増大し、ハイリスク患者の速やかな受診が困難となったり、救急搬送困難事例が急増 	<ul style="list-style-type: none"> ■新規陽性者数 10万人あたり1,000人超/週 ■最大確保病床使用率 重症病床使用率 概ね50%超 	特別警報 病床使用率 概ね50%超	感染拡大警戒情報
4 (医療機能不全期)	<ul style="list-style-type: none"> ○膨大な数の感染者が発生 ○発熱外来や救急外来で対応しきれず、救急搬送困難事例も把握できなくなるなど、外来医療全体がひっ迫し、機能不全状態 ○多数の医療従事者が欠勤し、入院医療がひっ迫 	<ul style="list-style-type: none"> ■新規陽性者数 10万人あたり2,000人超/週 ■最大確保病床使用率 重症病床使用率 概ね80%超 	医療非常事態警報 病床使用率 概ね75%超	<ul style="list-style-type: none"> ■新規陽性者数 10万人あたり 500人超/週

→感染拡大が著しい場合、「**対策強化宣言**」を行い、感染拡大を防ぐための対策を実施

→ 各種対策を講じても感染拡大が続く場合、「**医療非常事態宣言**」を行い、人との接触機会の低減についてより強力な要請を実施

第8波感染急拡大緊急対策

外来診療・病床確保

- [レベル2] **受診相談センターの体制増強** → 看護協会と連携し、人員、電話回線等を機動的に増強
- [レベル3] **状況に応じ、医師判断によるみなし陽性を導入** → 発症した同居家族を検査なしで陽性診断可能に
- [レベル3] **状況に応じ、抗原検査キットによる自己検査を勧奨** (国想定手法への切り替え)
- [レベル3] **一般医療の制限による病床確保**

保健所・コンタクトセンター

- [レベル2] 『県庁特別体制』で保健所・コンタクトセンターを順次増強(3000人の陽性者発生にも対応、現在60人規模の応援人員体制)
- [レベル3] **コンタクトセンター配置医師による自己検査陽性者の迅速な確定診断の実施**

クラスター対策・検査体制

- [レベル2] **医療機関、社会福祉施設、保育所・幼稚園等で職員の定期検査を実施** (12月～、週1回程度)
- [レベル2] **発熱外来ひっ迫回避のため、状況に応じ、有症状者に対する行政検査(PCR検査)を拡大**

緊急対策実施

- 【外来診療】 **年末年始体制強化** → ①臨時開業する医療機関・薬局支援 ②休日急患診療所の体制強化(10/27医師会と協議済)
- 【外来診療】 **各家庭での抗原検査キット、解熱剤の購入の呼びかけ** (11/17～) ※レベル1・2の段階では医療機関受診を呼びかけ
- 【治療薬】 **入院協力医療機関以外の医療機関も対象に治療薬の研修会を開催** (12/2開催)
- 【薬剤処方】 **在宅療養者への薬剤配送体制強化** → 地区単位での薬剤配送体制の整備(11/16薬剤師会と協議済)
- 【コンタクトセンター】 **医師配置による夜間相談体制の強化** (11/16～)
- 【クラスター対策】 **感染対策・事業継続体制の点検、施設種別に応じた感染対策の研修用動画配信** (今月順次配信)

感染急拡大！対策の徹底をお願いします

体調が悪ければ無理に登校・出勤せず、医療機関を受診しましょう

- ・ 現時点において、本県では十分な医療体制が整っています。今後、更なる感染拡大(レベル3以上)した場合には、改めて、検査キット等によるセルフチェックを呼びかけさせていただきます



今後の感染拡大に備えて、各家庭において、市販の解熱剤や抗原定性検査キットなどの準備をお願いします

場面に応じたマスクの着用、人と人との距離の確保、エアロゾルを意識した換気など、基本的感染対策を徹底しましょう

- ・ 寒くなり常時換気が難しい季節になりますが、みんなで意識して30分に1回5分程度の窓開け換気の実践をお願いします。



**ワクチンは、発症予防や重症化予防に有効です
できるだけ速やかな接種をお願いします**

乳幼児のワクチン接種促進事業（ワンストップ相談窓口:11/17受付開始）

乳幼児のワクチン接種を促進するため、小児科への支援のほか、県庁内に相談窓口を開設し、安心して接種していただける体制を整備

12月補正予算
1億円

小児科への財政支援



小児科医院

・専用時間帯に接種予約
⇒ 予約の集約を実現



乳幼児と保護者

あらゆる場面を通じて
接種を呼びかけ

(1)専用時間帯開設支援

1時間/日=140千円

(2)接種回数実績加算

5人以上/日=100千円

10人以上/日=200千円

・乳幼児接種の相談

乳幼児接種ワンストップ相談窓口

⇒疑問や心配事に回答、接種できる小児科を案内



電話:0857-26-7976
FAX:0857-26-8168
受付時間:午前8時30分~午後5時
(月曜日~金曜日(祝日・年末年始除く))

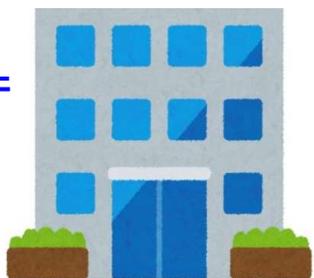
<市町村>

・定期健診(6カ月、1歳半、
3歳)の際にチラシ配布や、
接種の呼びかけを実施

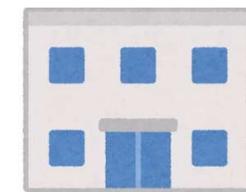
<保育園・幼稚園>

・メーリングリストを活用した
情報提供
・園医による呼びかけ
・保護者会等を通じた呼び
かけ

県庁



・とりネット掲載情報の共有や接種促進に向けた協力を依頼
接種可能な小児科や、乳幼児接種の理解を深める動画等の情報



市町村(母子保健)



保育園・幼稚園

早めのワクチン接種を！

第8波により、急速に感染が拡大しています。早めの接種をお願いします。

県営接種会場(11月) (11/18~11/30)

オミクロン株対応ワクチンの接種状況(11/16現在)

- <東部> トリニティモール 18(金)、19(土)、24(木)、25(金)、26(土)**
 ※インフルエンザワクチンとの同時接種、毎週木曜日~土曜日
- 保健事業団本部 18(金)、21(月)、25(金)**
- 新日本海新聞本社 26(土)**
- <中部> 倉吉シティホテル 18(金)、23(水・祝)、25(金)**
- <西部> イオンモール日吉津 18(金)、19(土)、20(日)、24(木)、25(金)、26(土)、27(日)**
 ※インフルエンザワクチンとの同時接種、毎週木~土曜日
 ※小児接種(5~11歳)、毎週日曜日

全国	
接種回数	14,427,445
人口当たり接種率	11.46%
鳥取県	
接種回数	72,038
人口当たり接種率	13.06%

<接種促進の新たな取組>

○接種対象年齢拡充

県営会場の一部の接種対象年齢を12歳以上に拡充 ※トリニティモール(11/12~)、その他会場も準備出来次第、順次実施

○ワクチンバスを増便中

地区公民館や企業・大学等に加え、新たに高校にも派遣

美保南地区公民館:11/19 グッドヒル:11/22 鳥取大学(湖山):11/18、24、25 鳥取敬愛高校:12/2 米子高専:12/16



<2価ワクチンの効果>

- ・オミクロン株への効果が期待される⇒ 重症化予防と、持続期間は短い可能性があるが感染予防効果や発症予防効果も期待される
- ・様々な新型コロナウイルスに反応する⇒ 今後の変異株にも有効である可能性がより高いことが期待される

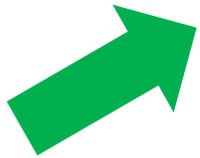
学校におけるクラスター対策の徹底

- ・ 県全域で感染が上昇傾向にあり、学校においても陽性者が多数確認されるとともに、学校生活や文化・スポーツ活動で**クラスターが多発**しています。
- ・ 今後、ウイルスが活性化する季節を見据え、気を緩めることなく、引き続き、**教職員、児童生徒の意識レベルを高める**など、**より一層の緊張感を持って感染防止対策の徹底**を図りましょう。

COVID-19
BA. 5対策

最近のクラスター事例

主な原因



- A小学校**・ 校内マラソン大会の競技直後、息が上がっている状態であったため、マスクを外す場面があった
- B中学校**・ 体調不良（のどの違和感）にもかかわらず出校し、比較的密になり、大声を出し、息の上がるような文化祭の練習・本番（演劇、合唱）に参加していた
- C小学校**・ 使用している消毒が適正なものではない、換気が十分徹底されていなかった教室等での児童間の距離が十分ではなかった（1 m未満）



基本的な感染対策の徹底

- マスクの適切な着用
- 暖房使用時の換気の徹底
- 身体的距離の確保（密回避）



健康観察の徹底

- 風邪症状のほか、倦怠感・のどの違和感がある場合も登校・出勤しない
- 日々の健康観察の徹底（朝・昼）



教職員・児童生徒の意識啓発

- ガイドラインを改めて確認し、周知徹底（朝礼、朝の会等）
- 感染対策を施設内に掲示するなどの見える化を図る

保育所・幼稚園等の感染対策の徹底

保育所・幼稚園等において引き続きクラスターが確認されています。
各施設におかれましては、改めて基本的な感染対策の徹底をお願いします。

①保育施設等への抗原検査キットの配布

- ・ 第8波特別対策として、令和4年12月～令和5年2月を集中的検査期間として定め、県内全ての保育施設等へ職員用の抗原検査キットを配布
 - ・ 県内保育施設等の職員数約7,000人×週1回×3か月分を11/24以降順次発送予定
- ⇒抗原検査キットを有効に活用いただき、職員の健康管理、施設内の感染拡大防止の徹底を引き続きお願いします

②保育施設等における感染予防対策動画を配信中



- ・ 保育環境の消毒、マスク着用、昼食時の配置等、基本的な感染症対策を25分程度でまとめています (<https://youtu.be/eUoMqqA7Ftk>)

社会福祉施設の感染対策の徹底

- 社会福祉施設で、連日クラスターが発生しています。
- 市中の感染拡大により、施設の利用者・職員の新規陽性者数が増加しています。
- 各施設におかれましては、改めて感染対策の徹底をお願いします。

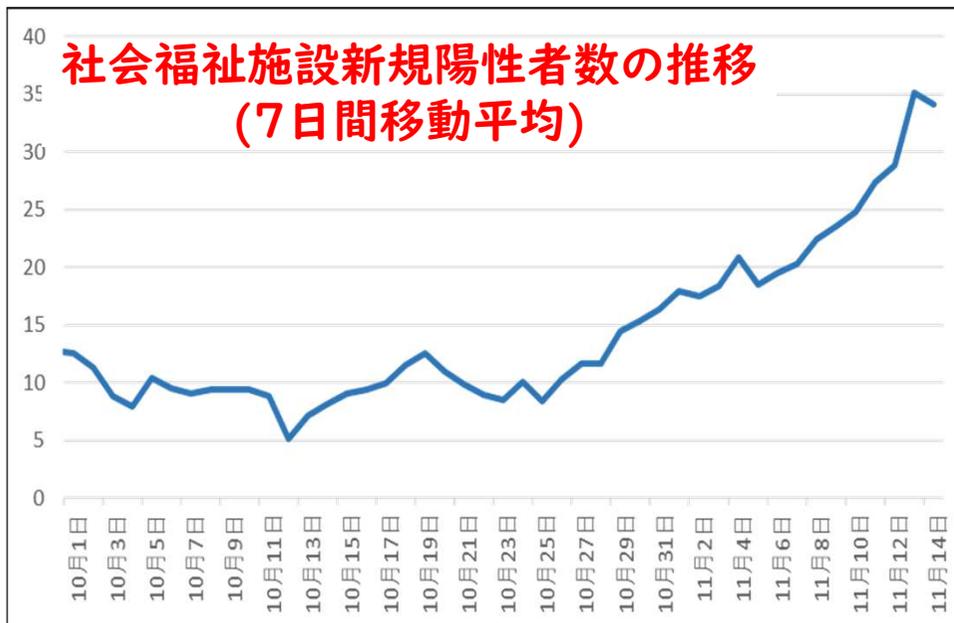
抗原定性検査キット（職員検査用）を配布します。

期間：令和4年12月～令和5年2月

週に1回以上職員の全員検査を行い早期発見に繋げてください。それまでの間も、PCR補助金を活用し、早期の幅広い検査実施につとめてください。

【最近のクラスター事例より】

- ・無症状の陽性職員を通じて施設内で感染拡大。
- ・陽性者が発生後、周囲の検査範囲が狭く、すり抜け。
 - ⇒ 職員の頻回検査により早期発見を。
 - ⇒ 陽性者発生後の検査は手広く、素早く実施する。



社会福祉施設感染対策に関するオンライン研修の配信期間を延長します。

期間：11月8日(火)～11月30日(水) ※URL → <https://youtu.be/CSCfhhDh8Gs>

※字幕を追加しています。近日中に手話言語も追加します。

内容：①陽性者発生時の初期対応、②第7波を踏まえた基本的な感染対策、③冬季の換気対策 など

QRコードはこちら⇒



医療機関の感染対策の徹底

- 医療機関では、最近も院内感染が頻発するとともに、大規模なクラスターも発生しています。
- 最近の院内感染事例でも基本的な感染予防策が十分ではない状況が確認されており、各医療機関におかれましては、今一度、基本的な感染予防策の徹底をお願いします。

医療機関関係者の陽性者数 ※福祉・医療施設感染症センターへの報告件数

(10月) 1日~10日(63人)、11日~20日(69人)、**21日~31日(110人) ↗**

(11月) **1日~10日(121人) ↗**、11日~14日(11人)

【最近の事例から確認された不適切な感染予防策】

- 職員のPPE着脱方法に不備がある。
- 手指消毒の実施回数が少ない
(手指消毒液が少ない(更衣室前に設置なし等))。
- 汚染された空気が屋内に留まっている。



基本的な感染予防策の点検、徹底が重要

- ・PPE着脱方法、N95マスクの取扱いの訓練、確認
- ・適切な感染対策を行うための環境整備の確認(適切な消毒液の設置等)
- ・換気の徹底、空気の流れの確認
- ・発生した場合のゾーニングの確認 等

◆基本的な感染予防策に関する動画配信(R4.11.18(予定)~) ※院内教育に活用してください。

【期間】 11月18日(金)~11月30日(水) ※予定

【内容】 PPEの着脱方法 等 (11/17開催の院内感染対策研修会の内容)

●抗原定性検査キット(職員検査用)を配布します。 (対象:病院・有床診療所)

期間:令和4年12月~令和5年2月

週に1回以上職員の全員検査を行い早期発見につなげてください。

それまでの間も、PCR補助金を活用し早期の幅広い検査実施につとめてください。

特措法第24条第9項による要請

第8波に入り感染拡大の傾向であり、保育所、学校、福祉・医療施設や部活・スポーツ大会でのクラスターが確認されていることから、基本的な感染防止対策の徹底など、県民の皆様のご協力をお願いします。

■ **区 域** 鳥取県全域

■ **期 間** 令和4年10月15日(土)～11月30日(水)

- 距離が確保できない場合や会話を行う場合など場面に応じたマスクの着用
- 感染リスクを下げるため、密を避けて人と人との距離の確保(2m程度)
- 寒くてもエアロゾルを意識した換気・手洗い・手指消毒の徹底
- 大人数を避け、黙食・マスク会食の徹底
- イベントの前後も含めて大騒ぎしないなど感染拡大を起こさない行動の徹底
- 県外往来や大きなイベント参加の際は積極的に無料検査を受検
- 出かけた先でも混雑する場所や感染リスクの高い場所を回避
- 体調が悪ければ無理に登校・出勤せず、医療機関を受診
- 新型コロナとインフルエンザの同時流行に備えてワクチン接種で発症・重症化リスクの低減

「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

感染者が増加し始め、病床使用率が上昇傾向であることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベル2」

【参考:本県のレベル移行判断目安】

レベル2:感染者が急速に増加し始める。診療検査医療機関の患者数が急増、医療負担が高まり始める。救急外来受診者数、病床使用率も上昇傾向

レベル3:医療負担を増大させる数の感染者が発生。外来医療・入院医療ともに医療負担が増大し、ハイリスク患者の速やかな受診が困難となったり、救急搬送困難事例が急増

判断指標	数値 (11月17日現在)	本県移行判断目安 (コロナ検査件数・インフル流行状況も考慮し、総合判断)		
		2	3	4
新規陽性者数(対人口10万人/週)	486.4人 (2,692人/55.3万人×10万人)	300人超/週	1,000人超/週	2,000人超/週
最大確保病床使用率	25.4% (89/351床)	概ね30%超	概ね50%超	概ね80%超
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	0.0% (0/47床)	—	概ね50%超	概ね80%超

参考指標	数値(11月17日現在)
PCR陽性率(直近1週間)	19.5% (2,692人/13,810件)

「鳥取県版 新型コロナ警報」 (11月18日現在)

西部地区に「警報」、東部・中部地区に「注意報」を発令しています。

BA.5の極めて感染しやすい特性から、県民の皆様には、高い緊張感をもって感染対策の徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	10/13～
中部地区	注意報	11/5～
西部地区	警報	11/17～

<目安:最大確保病床使用率> 注意報(15%超)、警報(30%超)、特別警報(50%超) (3日連続した日の翌日から)

<最大確保病床使用率(11/17)> 東部(17.5 %)、中部(12.3 %)、西部(38.3 %)

中部地区に「感染拡大警戒情報」を発出

新規陽性者数が増加傾向であることから、中部地区に「感染拡大警戒情報」、東部・西部地区に「感染拡大注意情報」を発出します。

特に、一般の事業所、官公庁、建設工事現場、高齢者施設、学校や保育施設で感染が続いています。換気やマスクの着用、密を避けるなど、引き続き、感染対策の徹底をお願いします。

地域	区分	備考	10万人あたり 新規陽性者数 【7日間累計】 注意: 200人/週 警戒: 500人/週
東部地区	感染拡大注意情報	11/18～	484.6人/週
中部地区	感染拡大警戒情報	11/18～	758.1人/週
西部地区	感染拡大注意情報	11/18～	370.9人/週

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が以下のとおり発生したことが11/17（木）に確認されたため、条例に基づき対応する。

1 クラスターと認められた施設等及び陽性者数

番号	発生施設等	特定施設	所在地等	陽性者数	陽性者確認日
526	鳥取市立修立小学校	○	鳥取市	20名	11/10～15
527	鳥取県立鳥取工業高等学校	○	鳥取市	15名	11/11～15
528	鳥取県立鳥取東高等学校	○	鳥取市	8名	11/13～16
529	鳥取県立倉吉東高等学校	○	倉吉市	17名	11/10～14
530	事業所	○	倉吉市	20名	11/12～15

2 患者対応

陽性者は、在宅療養を行う。

※機能別クラスター対策チーム等により発生施設等に対し、感染防止対策の指導・助言を実施している。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（526例目）

鳥取市立修立小学校

陽性者数	所在地
学校関係者20名	鳥取市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある関係者の検査を実施し、11/15（火）から一部の学年を閉鎖している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">鳥取市は、施設名を公表することを了解済み。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>「鳥取県市町村（学校組合）立学校用新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（527例目）

鳥取県立鳥取工業高等学校

陽性者数	所在地
学校関係者15名	鳥取市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、11/15（火）に一部の学年を閉鎖し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">鳥取県教育委員会は、施設名を公表することを了解済み。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>「鳥取県立学校版感染症予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（528例目）

鳥取県立鳥取東高等学校

陽性者数	所在地
学校関係者8名	鳥取市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">鳥取県教育委員会は、施設名を公表することを了解済み。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>「鳥取県立学校版感染症予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（529例目）

鳥取県立倉吉東高等学校

陽性者数	所在地
学校関係者17名	倉吉市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、11/15（火）から11/16（水）まで臨時休校し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、11/17（木）から運営を継続している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">鳥取県教育委員会は、施設名を公表することを了解済み。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>「鳥取県立学校版感染症予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（530例目）

事業所

陽性者数	所在地
従業員20名	倉吉市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。	

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（抄）

（まん延防止のための措置）

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

（必要な措置の勧告）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

感染を責めることは誰にもできません

感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等によりマスクを着けたくてもつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることを防ぐよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

感染したことで悩んだら、下記に相談してください。

<ところとからだの相談窓口>

相談機関	受付時間	電話	FAX
いのちの電話相談	12:00~21:00 (土日祝を含む)	0857-21-4343	—
県立精神保健福祉センター	8:30~17:15 (土日祝を除く)	0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取市保健所		0857-22-5616	0857-20-3962
中部総合事務所倉吉保健所		0858-23-3127	0858-23-4803
西部総合事務所米子保健所		0859-31-9310	0859-34-1392